

兵庫県公報

令和4年6月3日 金曜日 第316号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	1
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（道路保全課）	3
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	3
公 告	
○ 随意契約の相手方等の公示（税務課）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 都市計画法第36条第3項に基づく公示完了公告（中播磨県民センター）	5
○ 同 上（同）	5
正 誤	
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第17号外中	6
○ 令和4年3月31日付け兵庫県公報第18号外中	6

告 示

兵庫県告示第716号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関により撤回された。

令和4年6月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 名 称 兵庫県立姫路循環器病センター
所 在 地 姫路市西庄甲520番地
撤 回 年 月 日 令和4年5月1日

~~~~~

### 兵庫県告示第717号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

令和4年6月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 主催者の名称及び所在地  
名 称 公益財団法人全国生活衛生営業指導センター  
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地  
名 称 公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター  
所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 3 日程、会場等

(1) 研修

| 開催年月日        | 会場名         | 所在地               | 予定人員 |
|--------------|-------------|-------------------|------|
| 令和4年7月12日(火) | 兵庫県中央労働センター | 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 | 20人  |
| 同 月21日(木)    | 西宮市民会館      | 西宮市六湛寺町10-11      | 30人  |
| 同 月28日(木)    | 加古川市民会館     | 加古川市加古川町北在家2000番地 | 50人  |
| 令和4年8月7日(日)  | 西宮市民会館      | 西宮市六湛寺町10-11      | 40人  |
| 令和4年11月6日(日) | 兵庫県中央労働センター | 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 | 40人  |

(2) 講習

ア 第1型

| 開催年月日         | 会場名         | 所在地               | 予定人員 |
|---------------|-------------|-------------------|------|
| 令和4年8月19日(金)  | 豊岡市民会館      | 豊岡市立野町20-34       | 40人  |
| 同 月25日(木)     | 姫路市市民会館     | 姫路市総社本町112        | 40人  |
| 令和4年9月8日(木)   | 西宮市民会館      | 西宮市六湛寺町10-11      | 40人  |
| 同 月27日(火)     | 加古川市民会館     | 加古川市加古川町北在家2000番地 | 50人  |
| 令和4年11月15日(火) | 兵庫県中央労働センター | 神戸市中央区下山手通6丁目3-28 | 40人  |

イ 第2型

|             |               |
|-------------|---------------|
| 受付開始年月日     | 令和4年11月21日(月) |
| 受付締切年月日     | 同 年12月9日(金)   |
| レポート提出締切年月日 | 令和5年1月31日(火)  |

4 科目及び時間数

(1) 研修

| 研修科目           | 初回者時間数 | 継続者時間数 |
|----------------|--------|--------|
| 衛生法規及び公衆衛生     | 1.0時間  | 0.5時間  |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1.0時間  | 1.0時間  |
| 洗濯物の処理         | 1.0時間  | 1.0時間  |
| 繊維及び繊維製品       | 1.0時間  | 1.0時間  |
| レポート           | 有      | 有      |
| 計              | 4.0時間  | 3.5時間  |

(2) 講習

| 講習科目           | 初回者時間数 | 継続者時間数 |
|----------------|--------|--------|
| 衛生法規及び公衆衛生     | 1.0時間  | 0.5時間  |
| 洗濯物の受取、保管及び引渡し | 1.0時間  | 1.0時間  |
| 洗濯物の処理         | 1.0時間  | 1.0時間  |
| 繊維及び繊維製品       | 1.0時間  | 1.0時間  |
| レポート           | 有      | 有      |
| 計              | 4.0時間  | 3.5時間  |

5 受講料

研修受講料 5,000円

講習受講料 4,500円

6 受講についての問い合わせ先

公益財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター

電話 (078) 361-8097



兵庫県告示第718号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年6月4日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和4年6月3日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和4年6月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

| 道路の種類<br>路線名  | 道路の区域                                              |    |                 |              |    |
|---------------|----------------------------------------------------|----|-----------------|--------------|----|
|               | 区間                                                 | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 国道<br>4 2 7 号 | 多可郡多可町加美区豊部字井杉207番1から<br>同郡同町加美区豊部字上宮前1451番2<br>まで | 旧  | 6.0から<br>17.0まで | 1,710.0      |    |
|               |                                                    | 新  | 8.0から<br>33.0まで | 1,702.0      |    |



兵庫県告示第719号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和4年6月3日

北播磨県民局長 橋本正人

1 重要調整池の所在地

加西市下宮木町字玉ノ坪521番1外

2 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名 |
|----------|--------------------|--------|
| 丸中製菓株式会社 | 加西市下宮木町字玉ノ坪555番地の1 | 中山大輔   |

公 告

**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
株式会社三井住友銀行から送付される収納済通知書等による収納データの作成業務  
県税に係る申告書等による課税データ等の作成業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額  
90,522,854円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年6月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム運用・保守業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
152,532,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示

する。

令和4年6月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
兵庫県税務システム修正開発業務委託（1）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県財務部税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和4年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社神戸支社 神戸市中央区東町126番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
255,184,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)及び(c)による。



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
揖保郡太子町東南字田屋111番1、111番2、113番、114番、111番1地先水路、111番2地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
たつの市龍野町富永865番地1  
株式会社TATSUNO 代表取締役 神山聡志
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年5月6日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-14-2号（3太子）



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年6月3日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
相生市那波野3丁目673番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
徳島県美馬市脇町大字猪尻字西分3番1  
株式会社エルピス 代表取締役 藤田織女
- 3 許可年月日及び許可番号  
令和4年1月17日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-20号（3相生）

正 誤

○令和4年3月31日付け（兵庫県公報第17号外）

兵庫県規則第9号（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則）中

| (ページ) | (行)   | (誤)  | (正)  |
|-------|-------|------|------|
| 2     | 上から23 | 令和3年 | 令和4年 |



○令和4年3月31日付け（兵庫県公報第18号外）

兵庫県規則第11号（行財政運営審議会規則の一部を改正する規則）中

|       |                                                       |
|-------|-------------------------------------------------------|
| (ページ) | 5                                                     |
| (行)   | 上から11                                                 |
| (誤)   | 附則第3項中・・・(中略)・・・に改める。                                 |
| (正)   | 附則第3項中・・・(中略)・・・に改める。<br>附 則<br>この規則は、令和4年4月1日から施行する。 |